

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

株式会社トーニチコンサルタント
法人番号 4011001015552

2 取引停止措置期間

2 か月（令和8年3月6日～令和8年5月5日）

3 取引停止の理由

当該業者は、公正取引委員会により、令和7年12月19日、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第2第3号に該当するため。

令和8年3月6日

国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松尾 清一